

【令和8年度 伴走型小規模事業者支援推進事業】

呉広域商工会 経営支援事例紹介



販路拡大
販促支援

地域資源
活用

販路開拓支援
「お宝とまとドレッシング」

飲食・小売業
seaside cafe ALPHA
天本さま

倉橋地区

相談内容

天本雅也様は倉橋町において「seaside cafe ALPHA」を経営する傍ら、倉橋町の情報発信および地域活性化につながる活動に長年取り組んでこられた。

この度、倉橋町のブランドトマト「お宝とまと」の規格外品を活用した「倉橋島お宝とまとドレッシング」を開発された。(株)フレスタ（本社：広島市安佐南区）での取扱いが決定していたが、更なる販路開拓について相談があった。



お宝とまと
ドレッシング
購入サイト
(倉橋 ZIMAE)

サポート内容

①「ひろしま夢ぶらざ」でのテストマーケティング

広島本通り商店街にある「夢ぶらざ」においてテストマーケティングを実施したところ売れ行きが好調であったため、常設販売へと移行した。

②「ひろしまおりづるタワー」の紹介

原爆ドームの隣に位置する「おりづるタワー」への取次を行い、催事などを通じて新商品の販売に加え、倉橋町の特産品販売も実施した。

③訴求力向上支援

商工会の支援を活用し、レシピ開発・商品棚等を導入した。



seaside café ALPHA
HP・インスタグラム

成果内容

今回、スーパーマーケットとは異なる客層へのアプローチを図り、販路開拓支援を実施した結果、売れ行きは好調であり、現在は取扱店および倉橋ZIMAE直販サイトにおいて在庫限りでの販売となっている。

本商品は、規格外などの理由により食用としては十分であるにもかかわらず廃棄されてしまうお宝とまとを有効活用した商品であるため、不定量生産となる。ブランドトマトをふんだんに使用した贅沢なドレッシングなので、お近くのフレスタ、ひろしま夢ぶらざ、または直販サイトにて是非お試しください。

販路拡大
販促支援

品質向上に向けた設備導入による
新たな販路拡大

製造業

有限会社若元工業 若元さま

安浦地区

相談内容

有限会社若元工業の廿日出一晴取締役より、加工製品のさらなる品質向上に向けて、「どのようなサービス提供が可能だろうか？」という相談があった。

サポート内容

ヒアリングを行った結果、特に溶接加工において品質向上の余地が見込めるとし、「レーザー溶接機」の導入決定がされ、あわせて、持続化補助金一般型での申請を行うこととした。

持続化補助金については、前回申請から期間が経過していたこともあるため、公募要領や補助金活用のメリット・デメリットについて説明し、事業計画の策定を伴走支援した。

その後も、事業進捗について廿日出取締役と適宜連絡を取り合いながら、設備導入や今後の営業活動について協議を行った。

さらに、持続化補助金の実績報告に際しては、証憑書類の準備方法などを手引きをもとに説明し、サポートを実施した。



成果内容

「レーザー溶接機」の導入により、既存機と比較して歪みの幅が半分以下となり、作業スピードも約3倍以上にアップした。

その結果、既存取引先からは外観の美しさや歪みの少なさについて高い評価を得て、信頼度の向上につながった。

加えて、当社の溶接技術や「レーザー溶接機」の性能を積極的に訴求したことで、新規顧客の獲得にも結びついた。



若元工業 HP

● 相談内容 ●

海外留学の幹旋を事業とされている辻佑子様から、以下の3点の相談があった。

① 法人成のメリット・デメリット（税金・社会保険）

現在の個人事業における所得税等の税負担や社会保険の負担について、法人成した場合のメリット・デメリットを知りたい。

② 契約書の見直し

開業時に個人で作成した契約書を現在も使用しているが、事業を進める中で様々なケースが発生しており、内容が法的に有効であるかどうかを専門家に確認し、必要な指摘や助言を受けたい。

③ 消費税への対応

今後、売上が1,000万円を超えると消費税の納税義務が生じると聞いており、何らかの対策があるか相談があった。

● サポート内容 ●

① 法人成に関する支援

商工会職員が、市販の法人・個人の比較資料を用いて、税負担の違いや社会保険上のメリット・デメリットを説明した。その後、相談者の理解を得て、直近の確定申告書を基に税理士による具体的なシミュレーションを実施することとし、商工会の無料専門家派遣制度を活用した。

② 契約書見直しに関する支援

相談内容が法律に関する専門的なものであったため、弁護士による確認が最適であると判断し、専門家派遣制度を活用して早急に弁護士の派遣を依頼した。

③ 売上高1,000万円基準（消費税対策）に関する助言

会計帳簿を確認したところ、顧客から旅費交通費（実費精算分）として支払いを受けた（預かった）金銭について、売上計上されていた。会計上では、取引上の実態に応じて、収益に該当しないものを適切に区分して処理する方法等を説明した。

また、将来的に消費税課税事業者となった場合には、該当年度の前年中に簡易課税制度選択届出書を提出しておくことで、税額面および会計処理の両面でメリットがあることを助言した。



● 成果内容 ●

① 法人成の検討結果

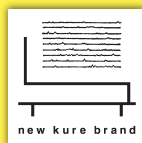
事前に相談者の確定申告書を税理士に共有したうえで、法人成した場合の税額および社会保険料負担のシミュレーションを作成し、専門家派遣を実施した。結果として、法人成のメリット・デメリット、後継者の有無などの不確定要素を踏まえると、当面は個人事業の継続が有利で、状況が変化した際に再検討するとの結論に至った。シミュレーションによる比較は分かりやすく、相談者の理解促進に有効であった。

② 契約書の見直し結果

弁護士の専門家派遣をした結果、現行契約書に重大な法的問題はなく、改善点を踏まえ、相談者は、この機会に有料で弁護士へ契約書作成を依頼することとなった。

③ 消費税対策の効果

会計処理の見直しにより、消費税の免税事業者でいる期間を延ばせた。



発行／令和8年7月
呉広域商工会
呉市川尻町東2丁目3-23
TEL 0823-70-5660

HPアドレス <https://www.kure-kouiki.jp/>



音戸支所／52-2281 倉橋支所／53-0030
川尻支所／87-2139 安浦支所／84-5800
蒲刈支所／66-1055 豊支所／66-2020